主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意について。

所論は、結局事実誤認の主張と解されるから、刑訴四○五条に該当しない。また 記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年八月九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判	官	齋	藤	悠		輔
裁判	官	澤	田	竹	治	郎
裁判	官	眞	野			毅
裁判	官	岩	松	Ξ		郎